

安倍首相、
公明党さん

ウソで青年を戦場に送るのですか

「他国の戦争に参加する」閣議決定は撤回を！ 集団的自衛権行使容認

安倍政権は7月1日、国民の反対の声を無視して、戦争放棄をうたった憲法9条の下でも他国の戦争に参加する権利＝「集団的自衛権」行使はできるとの、憲法解釈変更の閣議決定を強行しました。

歴代自民党政府も、憲法下では「できない」としてきましたが、その解釈を一内閣が勝手に変えたのです。これは、憲法が定める憲法擁護義務(99条)違反です。憲法98条は、憲法違反の一切の決定は「効力を有しない」と定めています。憲法違反の閣議決定はただちに撤回すべきです。

政府の判断ひとつで戦争参加の範囲を拡大

政府は、他国への武力攻撃によって日本の「存立が脅かされ」、国民の権利が根底から覆される「明白な危険」がある場合だけ武力行使する、と言っています。しかし何が「明白な危険」か、判断するのは政府です。安倍首相は国会で、中東で紛争が起こり石油を輸送できず「経済危機」になる場合や、「日米同盟に深刻な影響を与える場合」も、武力行使できるケースにあたると明言しました。「戦闘のおそれのある地域」での多国籍軍への支援にも道を開いています。

戦争のための法整備やめさせよう

安倍政権は、この閣議決定にもとづく法整備を、来年4月以降の通常国会に一括して提案するとしています。それはまさに、海外の戦争で殺し、殺される国をつくるものです。閣議決定は撤回を！法整備やめて！の声をあげましょう。

ウソだらけ～国会答弁で明らかに～

